

## 研究事業等審査判定手続細則

平成16年3月4日  
平成16年細則第1号

日本社会事業大学社会事業研究所研究倫理委員会規程（以下「規程」という。）第8条第3項の規定に基づき、この細則を制定する。

（審査申請手続き）

**第1条** 規程第8条第1項により研究の申請を行うときは、「研究倫理審査申請書（様式1）」に必要事項を記入して、委員会開催月の前月の20日までに委員会事務局に審査申請書を提出する。

ただし、申請者が日本社会事業大学大学院の学生である場合は、当該調査研究について指導教員から必要な研究指導を受けた上で申請することとし、指導教員は申請書の指導教員欄に氏名を記入した上で押印しなければならない。

（会議）

**第2条** 社会事業研究所研究倫理委員会（以下「委員会」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員に通知するものとする。
- 3 申請を受理した後、委員長は速やかに委員会を招集して審査手続きに入らなければならない。

（議事録）

**第3条** 委員会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載する。

- (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 出席した委員の氏名
  - (3) 議事となった事項と審議内容
- 2 議事録は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、委員長は、委員会の議決をもって、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 前項の規定により、議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、委員長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開する。

（審査の判定）

**第4条** 委員会の審査判定は、次のとおりとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付きで承認
- (3) 再審査

- (4) 不承認
- (5) 非該当

(委員会の判定期限)

**第5条** 委員会は、申請のあった日から、原則として6週間以内に、審査の結果判定を行う。

(審査判定結果の通知及び不服申立て)

**第6条** 確定した審査判定結果は、遅滞なく申請者に通知する。

- 2 前項の審査判定結果に不服のある申請者は、通知を受けとった日から10日以内に、研究所長に対して理由を明記した上で不服を申し立てることができる。なお、不服のあった研究課題については、再度、委員会の判定を行うものとする。

(保管期間)

**第7条** 委員会の書類や通信内容はすべて文書化し、5年間保管する。

(雑則)

**第8条** この細則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

#### 附 則

- 1 この細則は、平成16年3月4日から施行する。
- 2 この改正規定は、平成21年11月1日から施行する。
- 3 この改正規定は、平成22年4月1日から施行する。
- 4 この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。